

令和 6 年 1 月 17 日（水曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

令和6年1月17日（水曜日）

出席議員（13名）

1 番	赤 坂 芳 則 君	2 番	平 吹 俊 雄 君
3 番	吉 田 二 郎 君	4 番	山 岸 三 男 君
5 番	柳 田 政 喜 君	6 番	伊 藤 牧 世 君
7 番	藤 田 洋 一 君	8 番	櫻 井 功 紀 君
9 番	鈴 木 恵 悦 君	10 番	前 原 吉 宏 君
11 番	佐 野 善 弘 君	12 番	村 松 秀 雄 君
13 番	鈴 木 宏 通 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 部 局

町	長	相 澤 清 一 君
副 町	長	須 田 政 好 君
総 務 課	長	佐 野 仁 君
徴 収 対 策 課	長	遠 藤 孝 光 君
徴収対策課課長補佐		三 浦 徳 夫 君
町 民 生 活 課	長	阿 部 伸 二 君
町民生活課課長補佐		佐々木 康 君
健 康 福 祉 課	長	渡 辺 克 也 君
長 寿 支 援 課	長	相 原 浩 子 君
長寿支援課課長補佐		橋 崎 智 広 君
南 郷 病 院 事 務	長	日 野 剛 君
南 郷 病 院 主 幹		高 橋 明 子 君

教育委員会部局

教 育 総 務 課 長

伊 藤 博 人 君

教 育 総 務 課 係 長

青 山 裕 也 君

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長

佐 藤 俊 幸 君

事務局次長兼議事調査係長

齊 藤 美 穂 君

議事日程

令和6年1月17日（水曜日） 午後1時30分 開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 説明及び意見を求める事項

- 1) 権利の放棄について（学校給食費及び給食費遅延損害金）
- 2) 美里町立南郷病院経営強化プランについて
- 3) 美里町敬老事業の見直しについて
- 4) 農林業系汚染廃棄物（ほだ木・牧草）の焼却処理について
- 5) 農林業系汚染廃棄物（稲わら）の焼却処理について（資料提出）

第4 その他

第5 閉 会

午後１時３０分 開会

○議長（鈴木宏通君） ただいまから全員協議会を開きます。

本日、町長からの説明及び意見を求める事項は４件です。あとは資料提出のみということで
すので４件になります。

全員協議会、議員１名若干遅れて来るようですので、そのときにまたします。

なお、傍聴、録音の申出がありましたので、これを許可しております。

まず初めに、町長から御挨拶をいただきます。

○町長（相澤清一君） 大変御苦勞さまでございます。議員皆様と顔を合わせるのは、今年初めて
だと思いますので、本年もどうぞよろしくお願いを申し上げます。

本当に今年、正月から能登半島地震、大変な災害ということで、本当に今なお復旧に一生懸命
命尽力しておりますけれども、なかなかその展望が見えないということで、本当に改めて亡く
なられた方に御冥福をお祈り申し上げますし、災害に遭われた方にお見舞いを申し上げたいと
思っております。町といたしましても、県のいろいろな要請に応えまして、これから今市単位
で行っておりますけれども、これから多分町村単位に来るのかなと思いますけれども、例えば
水道とか罹災調査の職員派遣とか、そのようなものは今後来ると思いますので、これはしっか
りと対応するつもりでございますので、今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日議長のお取り計らいにより議会全員協議会を開催していただき、厚く御礼申
し上げます。本日、議会全員協議会で御説明申し上げますのは、１点目は権利の放棄について、
２点目は美里町立南郷病院経営強化プランについて、３点目は美里町敬老事業の見直しについ
て、４点目は農林業系汚染廃棄物（ほだ木・牧草）の焼却処理についてでございます。

初めに、１点目の権利の放棄について御説明申し上げます。

債務者が破産法の規定により、学校給食費及び給食費遅延損害金に係る債権について免責決
定を受けたことから、当該債権を回収することが不能であると判断をいたしました。本日、こ
れらの債権放棄について御説明申し上げるものでございます。詳細につきましては、後ほど教
育総務課長から御説明申し上げます。

次に、２点目の美里町立南郷病院経営強化プランについて御説明申し上げます。

大崎地域の１市４町では、昨年１０月に大崎地域における持続可能な医療提供体制の実現に向
け、連携協約を締結いたしました。本町ではその連携協約を踏まえて、美里町立南郷病院経営
強化プランを策定したいことから、その策定案について御説明申し上げるものでございます。
詳細につきましては、後ほど南郷病院事務長、健康福祉課長から御説明申し上げます。

次に、3点目の美里町敬老事業の見直しについて御説明申し上げます。

敬老式等の開催及び敬老金の支給について、対象者の参加状況や平均寿命の延伸に鑑み見直しを行ったことから、本日その内容について御説明申し上げるものでございます。詳細につきましては、後ほど長寿支援課長から御説明申し上げます。

次に、4点目の農林業系汚染廃棄物（ほだ木・牧草）の焼却処理について御説明申し上げます。

町内に保管しておりました100ベクレル以下のほだ木・牧草の農林業系汚染廃棄物について、令和5年12月13日に全ての処理を終了いたしました。本日はその内容について御説明申し上げるものでございます。詳細につきましては、後ほど町民生活課長から御説明申し上げます。

なお、農林業系汚染廃棄物（稲わら）の焼却処理につきましては、資料を配付させていただいておりますので、御確認をお願い申し上げます。

議員皆様の御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

それでは早速、説明及び意見を求める事項に移ってまいりたいと思います。

まず、1）権利の放棄についてに入ります。

それでは総務課長、出席者の紹介をお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） お疲れさまでございます。本年につきましても、よろしく御指導のほうお願いしたいと思います。

それでは、1点目、権利の放棄について、担当課の職員を紹介させていただきます。

教育総務課課長の伊藤博人でございます。

○教育総務課長（伊藤博人君） どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 同じく教育総務課、係長の青山裕也でございます。

○教育総務課係長（青山裕也君） よろしくよろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 徴収対策課課長の遠藤孝光でございます。

○徴収対策課長（遠藤孝光君） よろしくよろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 同じく徴収対策課課長補佐の三浦徳夫でございます。

○徴収対策課課長補佐（三浦徳夫君） よろしくよろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

それでは、担当課から説明をお願いいたします。では、教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤博人君） 皆様、お世話さまでございます。

それでは、私から今回専決処分により債権放棄いたしました学校給食費及び給食費遅延損害金を、事前に配付させていただきました説明資料により御説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、項目の1番目、放棄する債権の債務者数及び債権額についてであります。

債務者は1人、こちらにつきましては……（「課長、着座にて説明してください」の声あり）よろしいですか。では、着座にて失礼いたします。

もう一度、放棄する債権の債務者数及び債権額になります。こちら債務者数は1人、こちらにつきましては32歳の女性となります。債権額につきましては7万7,129円、こちらの内訳につきましては資料の項目2番、年度別債権額を御覧いただけたらと思います。学校給食費につきましては令和3年度から令和4年度まで、こちら額が6万388円、給食費遅延損害金につきましては平成30年度から令和3年度まで、合わせまして1万6,741円、合計7万7,129円となります。

こちらの債務者は、破産法第252条第1項の規定に基づき免責許可決定がされております。また、美里町債権管理条例第21条第1項に規定する回収困難債権に該当するものと判断し、放棄するものであります。

この案件につきましては、美里町債権管理条例第21条第1項ただし書の規定に基づきまして、町長の専決処分事項の第4項第2号に規定する破産法その他の法令の規定により、債務者が当該債権についてその責任を免れたときに該当しますので、令和5年12月28日に専決処分をいただいたものであります。

こちらのケースの債権放棄の経過について御説明申し上げます。

こちらの債権者につきましては、令和5年6月16日に債務者から破産手続の依頼を受任された弁護士から、仙台地方裁判所古川支部宛てに破産免責申立書が提出され、同年の6月19日に債務者からの破産申立てが受理されております。

続きまして、令和5年6月22日に仙台地方裁判所において、同時破産手続廃止決定がされており、破産者に破産手続費用を支払うだけの財産がないため、破産手続開始決定が出たのと同時に破産手続を終了させる決定が出されております。同年の8月28日には、仙台地方裁判所において免責許可決定がなされ、同じく9月29日の官報に公告され、2週間が経過した時点で免責が確定したものであります。

本債権額は破産法に基づく免責許可を受けていることから、美里町債権管理条例第21条第1

項に該当すると判断し、先ほど御説明したとおり12月28日に専決処分をいただきました。また、美里町債権管理条例第21条第2項の規定によりまして、この案件につきましては議会1月会議におきまして議会に報告する予定であります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） それでは、説明をいただきました。皆さんのほうから意見、質疑等ありましたら挙手をお願いいたします。ありませんか。1番赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） 赤坂です。よっぽど大変な状況でこういう結果になっていると思うんですが、それで3年間分が学校給食費はこれは支払われているんだかどうか。延滞損害金しかないけれども、その辺のやつちょっと確認したいなと思っています。

それから、延滞の損害金というのは大体パーセントでどれくらいやっているものか。

それと（「1つつづ聞いて」の声あり）じゃ、まずその件。

○議長（鈴木宏通君） それでは、平成30年から令和2年にかけての給食費について延滞金のみということなので、そこはなかったのかどうか。教育総務課係長。

○教育総務課係長（青山裕也君） では、着座にて失礼いたします。ただいま御質問のございました各年度間における給食費の支払い状況はどうだったかということの御質問でございますが、まずこちら当該年度、平成30年度から開始しておりまして、まず平成30年度につきましてはまず元本のほうでございます学校給食費本体、こちらにつきましては全て完済している状況でございます。同じ給食費につきましては、元年度も同様に完済済みでございます。令和2年度に入りまして、こちらも全て完済しております。

令和3年度に入りまして、まだこちら学校給食費がこの年より10期制を取っております。従前12期取っておったんですが、こちらを10期制に変更してからというところでございますが、こちらが前半でございます5月期から8月期、こちら5月期に4月分は含まれると御理解ください、こちらまでは一応完済しておりますが、同年度におきます9月期から最終の2月期、こちら2月期に3月は含まれていると御理解いただければと存じます、こちらまでが滞納しているという状況でございます。

なお、令和4年度、こちらにおきましては、5月期から8月期、こちらまでは一応完済している状況。9月期から2月期までが滞納しているという状況で、こちらが現状としての元本の完済状況というところでございます。

続きまして、遅延損害金のほうを御説明させていただきます。

先ほど同様の御説明でございますが、まず平成30年度、こちらにおきましては4月期から3

月期、要は全期におきまして遅延損害金は滞納しているという状況でございます。

元年度こちら入りまして、こちらが4月から2月期、こちらまでが滞納しております。

（「何パーセントだか。遅延金」の声あり）大変失礼いたしました。遅延損害金のパーセンテージでございますが、現状こちら5%で遅延損害金の利率を取っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） 3年間は完済しているというんだけど、その延滞金というのはどういう計算になっているんですか。こいつみんな累積になっていってるの。元金払ったら延滞金発生しないんでないの。

○議長（鈴木宏通君） 徴収対策課課長補佐。

○徴収対策課課長補佐（三浦徳夫君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

遅延損害金につきましては、納期限を過ぎましたら計算が始まりまして、納めた日付までの遅延損害金が計算されることになっております。それなので、納める日が納期限を過ぎておりましたので、遅延損害金が発生しております。また、納付につきましては、まず学校給食費本体のほうを優先して納付することによって、遅延損害金の額を抑えることに努めておったところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（鈴木宏通君） そのほかにありませんか。（「なし」の声あり）

では、権利の放棄につきましては以上ということで終了させていただきたいと思います。

では、職員の入替え、病院のほうにお願いいたします。御苦労さまでした。

2)の美里町立南郷病院の経営強化プランについてに入ります。

では、総務課長、説明員の説明をお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 2点目です。美里町立南郷病院経営強化プランについて、担当課の職員を紹介させていただきます。

町立南郷病院事務長日野 剛でございます。

○南郷病院事務長（日野 剛君） 日野です。よろしくお願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 同じく町立南郷病院主幹高橋明子でございます。

○南郷病院主幹（高橋明子君） 高橋です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 健康福祉課課長の渡辺克也でございます。

○健康福祉課長（渡辺克也君） 渡辺です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

では、早速説明のほどお願いいたします。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺克也君） お疲れさまでございます。健康福祉課長の渡辺でございます。

それでは、美里町立南郷病院経営強化プランについて御説明申し上げます。

事前にお配りしておりました資料のうち、資料１のほうを御覧いただきたいと思います。私から、経営強化プラン策定に関する１の概要から２の経過、３の今後の体制までについて御説明をさせていただきます。

初めに、１の概要でございます。

全国的な人口減少や少子高齢化が続く中で、令和４年３月２９日付で総務省から持続可能な地域医療提供体制を確保するための「公立病院経営強化ガイドライン」、これが示されまして、地方公共団体に対し、公立病院経営強化プランを策定し、病院事業の経営強化に取り組むよう要請がなされたところでございます。また、近年、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の新規の発生、大雨災害、また地震による大規模災害など、緊急事態が多く発生しておりますことから、医療機関では今まで以上に機動的かつ柔軟に対応できるような体制の整備が求められている現状でございます。

このような現状に鑑みまして、大崎地域の１市４町におきまして医療に関わる人材、設備、財源などの限られた医療資源を地域全体で最大限効率的に活用できますよう、相互の役割分担、連携強化を行い、大崎地域における持続可能な医療提供体制の実現に向けまして、昨年１０月２８日、大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約、これを締結したところでございます。この連携協約の締結を受けまして、町立南郷病院におけます令和６年度から９年度までを計画期間といたします、美里町立南郷病院経営強化プラン（案）を策定いたしましたので、本日その内容について御説明をさせていただきます。

次に、２の経過及び３の今後の医療提供体制でございます。

総務省が示したガイドラインにおいて、公立病院経営強化プランを策定すること、またそのプランの内容の一つといたしまして、役割機能の最適化と連携の強化が盛り込まれておりますことから、大崎地域の１市４町におきまして昨年になります７月２８日に、このプラン策定に伴う圏域の首長及び公立病院の院長会議を開催いたしまして、大崎地域公立病院経営強化プラン策定調整協議会、これを設置したところでございます。

その後、令和4年9月27日に第1回の調整会議を開催、令和5年3月27日に第2回調整協議会を開催いたしまして、大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約をはじめといたします持続可能な医療提供体制に向けました協議を行い、その後、8月29日に開催いたしました第3回の調整協議会におきまして、連携協約に関する最終の協議を行ったところでございます。

これを受けまして、令和5年度美里町議会9月会議におきまして、大崎市と美里町との大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約の議案につきまして可決いただき、その後、10月28日に大崎市役所におきまして大崎地域1市4町による連携協約を締結したところでございます。

大崎地域公立病院経営強化プラン策定調整協議会において協議決定いたしました医療提供体制の目指す姿の大きな3項目につきまして、これを実現可能なものとするため、この連携協約に基づきまして基幹病院であります大崎市民病院の本院と構成病院の一つでございます町立南郷病院において、相互の役割分担を明確にした上で、今後具体的に取り組むべき内容について引き続き協議を重ねていくこととしてございます。

なお、本日御説明申し上げます美里町立南郷病院経営強化プラン（案）につきましては、今後開催されます宮城県地域医療構想調整会議、この場におきまして内容の確認が行われた後に、正式に策定というスケジュールになってございます。

私からは以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） 南郷病院事務長。

○南郷病院事務長（日野 剛君） それでは私のほうから、資料2のほうに入らせていただきます。資料2の南郷病院経営強化プラン（案）の内容につきまして、先ほど健康福祉課長が説明した部分とちょっと重複する部分もありますが、初めに1ページを御覧いただければと思います。

（1）につきましては、南郷病院の現状と取り巻く環境について記載をしております。

（2）につきましては、南郷病院の現体制になります。病床数は50床、診療科については記載の5つの診療科となります。正職員数は35人、非常勤職員数は19人、合計54人の体制となっております。

続きまして、（3）南郷病院経営強化プランの策定であります。2ページ上段に太字で記載しております①から⑥は、国の公立病院経営強化ガイドラインで経営強化プランの内容に盛り込むように求められております内容でございます。今回のプランの柱にもなっております。

次に、同じ2ページの大きな2の地域の医療環境であります。

大崎医療圏の公立病院の病床数、病床機能、常勤医師数を記載しております。

次に、1 ページめくってもらいまして、3 ページの大きな3 番、役割・機能の最適化と連携の強化になります。（1）から（3）まで大崎圏域内の南郷病院の果たすべき役割・機能、今後の大崎地域における機能分化・連携強化についての方向性について記載しております。

大崎圏域では大崎市民病院本院を基幹病院としまして、その他の病院につきましては後方支援病院としての役割を担うこととしております。

次に4 ページから7 ページまでにつきましては、大崎地域の1 市4 町で締結しました連携協約を定めた内容であります。6 項目について基幹病院と構成病院の役割分担を記載しております。連携協約の内容につきましては、省略させていただきます。後ほどお目通しいただければと思います。

次に、8 ページを御覧いただければと思います。（4）については、医療の質や機能、連携の強化に係る数値目標を設定しております。令和4 年度実績を基準としまして、それぞれに数値目標を定め、収益向上につながるよう目標達成に向けての病院運営を進めてまいります。

（5）については、一般会計からの繰出金の考え方について記載しております。

（6）につきましては、南郷病院が町の拠点病院としての役割を担うということについて、住民の理解を得られるよう情報発信をしていきたいと思っております。

次に、8 ページ下段から9 ページ中段の大きな4 番、医師、看護師等の確保と働き方改革でございます。

（1）医師・看護師等の確保になります。現在、医師については常勤医が2 人であり、それ以外については大学病院等からの派遣によって診療を行っている状況にあります。今後は現在の体制を維持しながら、連携協約にもあります大崎圏域の中核病院である市民病院本院のほうから派遣も視野に入れております。

また、（2）にありますように、南郷病院は東北医科薬科大学の専門研修プログラムの連携施設ということに登録しており、臨床研修医の受入れを今後行うこととしております。

（3）については、今回の経営強化プランに大きく影響している医師の働き方改革への対応になります。労働基準法の改正によりまして、令和6 年4 月1 日から医師の労働時間の規制が始まります。時間外、休日労働時間は原則960 時間が上限となります。そのため大学病院等からの派遣を受けている病院については、労働基準監督署からの宿日直許可を取得して、派遣を受けている時間については労働時間とならないようにする必要があります。

次に、大きな5 番でございます。経営形態の見直しの項目であります。経営形態は現在と同じ、地方公営企業法一部適用として運営を行っていくこととしております。

次に、大きな6、新興感染症の感染拡大時に備えた平時からの取組になります。今回の新型コロナウイルス感染症により、感染対策について様々な経験をしてまいりました。今後新たな新興感染症が発生した場合でも、適切な対応ができるよう取組を進めていくというところを記載しております。

次に、10ページの大きな7番、施設・設備の最適化であります。

(1) 施設・設備の適正管理と整備費の抑制等については、病院本体の建設から28年になりますが、今回の強化プランの計画内におきましては、病院の建て替え等については予定はしておりません。医療機器や設備等の更新については、現在別に作成しております美里町立南郷病院施設維持管理計画（個別施設計画）に基づき、記載の自家発電機の更新や院内全体のLED化等を計画的に進めることとしております。

(2) のデジタル化への対応につきましては、医療機関を標的としたランサムウェアの被害により、令和6年4月からはサイバー攻撃を想定した事業継続計画（BCP）の策定が求められております。セキュリティ対策を講じながら、記載の内容について取組を進めていくこととしております。

次に、10ページの下段から11ページ中段になります8、経営の効率化等の項目でございます。

(1) (2) については、経営指標に係る数値目標の設定及び考え方であります。

○議長（鈴木宏通君） 4番山岸議員が参集しましたので、全員出席でございます。

では、事務長、再度お願いいたします。

○南郷病院事務長（日野 剛君） それでは、10ページ下段から11ページ中段になります経営の効率化の項目であります。 (1) (2) については経営指標に係る数値目標の設定及び考え方です。経常収支比率以下、令和4年度実績数値を基準としまして、各年度において分析・評価を行い、経営の効率化を図っていくこととしています。

(3) 目標達成に向けた具体的な取組です。项目的には診療報酬算定強化以下、町民への情報提供、PR対策までの項目を記載しております。また、今まで以上に訪問看護ステーション、介護サービス事業所、大崎圏域内の各医療機関と連携して取組を進めることとしております。

次に、12ページ下段になります大きな9、点検、評価及び公表であります。さきに策定しました新公立病院経営改革プラン同様に、病院運営委員会におきまして点検・評価を行い、広報みさと、町のホームページ等で公表してまいります。

最後に、13ページ、14ページに、収益的収支・資本的収支の計画期間内の年度別収支計画を記載しております。令和4年度の決算数値から、現状と同様に事業を進めた際の今後の推計を

記載しております。10ページの8、経営の効率化に目標としている経常収支比率100%以上、修正医業収支比率70%以上になるよう目標を定めまして、プランに記載している収益増加対策を進めてまいります。

以上、資料2、美里町立南郷病院経営強化プラン（案）の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。（「3は」の声あり）

3も、では続けて3の説明も。

それでは、資料3になります。令和6年4月1日以降の町立南郷病院における医師の働き方改革、地域医療連携に伴う夜間休日体制についてを御説明いたします。

前段の「はじめに」の部分について御説明いたします。今回の夜間休日の体制変更につきましては、医師の働き方改革の影響によるものでございます。

医師の時間外・休日時間に上限が設けられることによりまして、東北大学病院等からの派遣医師については、夜間勤務、休日勤務ではなく宿日直業務となるため、夜間・休日の診療体制の変更が生じることになります。

次に、1の医師の勤務時間の把握になります。令和6年4月から、全ての医師の勤務時間の把握が求められることになります。現在は、勤務割表での管理でしたが、医局にタイムカードを設置し、医師の勤務時間の把握を行います。また、（4）にありますように、週に1回や月に1回程度の派遣医師につきましても、雇入通知書を交付して労働条件の明示を行う必要が出てきております。

次に、2の現在の近隣の急患センター体制になります。南郷病院をはじめ涌谷国保病院、公立加美病院、大崎市民病院の各分院の診療体制が縮小されることから、近隣の急患センターの現状をお示ししております。

次に、裏面になります。3の令和6年4月1日以降の救急外来の職員体制になります。休日・夜間の体制は、医師1人、看護師3人の体制を取っていきます。数につきましては現在と同じ数で対応してまいります。

次に4番、令和6年4月1日以降の夜間・休日の救急外来患者の受入れについてになります。

（1）基本的に夜間・休日については、大崎市夜間急患センターを利用させていただくように、町民の方へ周知を図ることとしていきます。

次に（2）土曜日につきましては、夜間急患センターが始まるのが3時になりますので、それまでは民間のクリニックの先生たちに診療をお願いすることになります。

次に（3）日曜・祝日については、いわゆる病院群輪番制、当番医の先生たちに御対応をい

ただくことになります。

次に（４）平日の救急車の受入れについてでございます。大崎管内の各公立病院では、４月１日以降、午後７時１５分までは救急車の受入れを行うということでお話をしております。南郷病院同様に、全ての公立病院がこのような対応になる予定でございます。

次に（５）直接来院した患者様の対応となります。救急車の対応と同様に、午後７時１５分までは患者を受け入れることとして、以降につきましては夜間・急患センターもしくは救命救急センターへ案内するということになります。また、なお書きで書いておりますが、南郷病院のかかりつけの患者さんや、隣にありますいなほの里の入所者等につきましては、できる限り対応していきたいと思っております。体調が悪い場合などは、できるだけ時間内に受診をするよう啓発していきたいと考えております。また、症状が安定しない患者さんにつきましては、自宅に戻さず、一旦入院していただくようにするというので、大崎管内の各病院でそのように対応していこうということでお話しをしております。

私の説明は以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） ただいま説明をいただきました。皆様のほうから意見、質疑等ありましたらお願いいたします。６番伊藤議員。

○６番（伊藤牧世君） 何点かお伺いしたいと思います。

まず初めに、こちらの経営強化プラン（案）を作成するに当たり、金額的に大きくかかるところもあるかと思います。また、例えば新興感染症発生時等の備えというところとか、デジタル化への対応とか、そういったところでも費用というのはかかってくるのか、そういったところの見通しとか、そういったところも含めて案として考えられているのかと思いますので、そのあたりをお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 病院事務長。

○南郷病院事務長（日野 剛君） お答えいたします。

感染症対策だったりデジタル化については、かなりの金額がもちろんかかることとはなると思います。基本的には大きくかかる部分につきましては、企業債の借入れ等で対応していきたいと思えますし、デジタル化の部分につきましては補助等もあると思われるので、そちらもできるだけ活用していきたいというところであります。

○議長（鈴木宏通君） ６番伊藤議員。

○６番（伊藤牧世君） ありがとうございます。

先ほどデジタル化のところでのＢＣＰの作成というところがあったんですけれども、これも

同時進行で作成を行っていくということなんですか。

○議長（鈴木宏通君） 南郷病院事務長。

○南郷病院事務長（日野 剛君） 現在、鋭意作成中ございまして、今年度中には何とか完成させたいと思っております。

○議長（鈴木宏通君） 6 番伊藤議員。

○6 番（伊藤牧世君） あとは町民への情報提供やPR対策というところなんですけれども、今回例えば早急であるのは、令和6年4月1日以降の体制の変わっていくところとか、結構な情報量があるかと思いますが、どのような形で行っていくのかお考えを伺いたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） 南郷病院事務長。

○南郷病院事務長（日野 剛君） この辺の部分につきましては、健康福祉課のほうとも協力しながらホームページ、あとは2月の広報に今回載せる予定にしていまして、なおさら時間短縮の部分については継続して広報に掲載するような取組を進める予定にしております。

○議長（鈴木宏通君） ほかに。2 番平吹議員。

○2 番（平吹俊雄君） 今度、連携することによって、我々常任委員会で常に医師の確保ということで意見書を提出しているんですが、これからはこの医師に関しての心配というものに関してどのように考えているのか。今までどおりまだ医師の確保というのは難しいのか、その辺まず1点お聞きします。

○議長（鈴木宏通君） 南郷病院事務長。

○南郷病院事務長（日野 剛君） 医師の確保につきましては、現在東北大学病院のほうから医師の派遣をいただいております。その部分につきましては継続してお願いしていくような形になります。また、大崎市民病院からの派遣につきましても、連携協約の中にも盛り込んでおりますとおり、うちのほうからお願いをして来てもらえるというような体制も今後組んでいけるんじゃないかなとは考えております。

○議長（鈴木宏通君） 2 番平吹議員。

○2 番（平吹俊雄君） その辺、我々分科会で常にそこを意見書として出しているものですから、その辺は今まで以上には確保については楽というか、連携することによっての医師の充実というのは可能ということではないんですか。

○議長（鈴木宏通君） 南郷病院事務長。

○南郷病院事務長（日野 剛君） 大崎市民病院のほうで大学病院の医者を集約するというような話も出ておりますが、実際、大崎市民病院で大学病院のほうから医師を派遣いただいて診療

を行っている科もありますので、全部が全部の科で医師が確実に充足するというようなことは、はっきり今の時点ではちょっと言えないかなと思っています。

○議長（鈴木宏通君） 2 番平吹議員。

○2 番（平吹俊雄君） その辺、連携することによって、やはり医師の充実という部分をなおさらその辺お願いしたいと思います。

それから、周知徹底でございますが、今インターネットなりあるいは広報というものですが、やはり連携することによって住民の安心・安全というのが出てくると思うので、この連携をすることによって住民が緊急時にすぐできるという、そういう安全確保というのが必要だということでございますので、もう少し広報なりインターネットのほかに、病院やそういう広報、やはり分かるような広報、小さい広報紙じゃなくてでっかいチラシというのが必要かと思うので、その辺、住民が分かるようなポスターをひとつお願いしたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） 南郷病院事務長。

○南郷病院事務長（日野 剛君） 御指摘のとおり、できるだけ前向きに取り組んでいきたいと思えます。

○議長（鈴木宏通君） ほかに。5 番柳田議員。

○5 番（柳田政喜君） プラン作成、御苦労さまでございます。私たちの認識からすると、今全国的にスリム化、病院の統廃合とかそういうのが進んでいる関係もあって、こちらのプランの内容を見ますと、今の状況を強化していくということで安心したところでございます。

そういった中で、先ほど同僚の伊藤議員のほうからも発熱外来の件ですね、感染症の部分、こちらのほうで質問あったと思うんですけれども、今現時点で感染拡大に備えた平時からの取組というのは新興感染症ですか、こちらについてコロナのときに補助を受けて病室は確保できているし、発熱外来もプレハブはレンタルでしたかね、あれで確保していると思うんですけれども、これをそういうプレハブじゃなくてしっかりした形で、お金かかるということは整備していくということでよろしいですか。

○議長（鈴木宏通君） 南郷病院事務長。

○南郷病院事務長（日野 剛君） プレハブにつきましては、現在使用はしておりません。実際病室についてなんですが、病棟については感染のレベルが5類に落ちた関係で、通常の、通常といってもある程度空気清浄機等は入れています、ある程度通常に近い体制で取組を進めております。感染していない方と別の部屋なのはもちろんですけれども、ある程度PPEはもちろん規定の対応になります。

あとプレハブにつきましては、リースでお借りしていたんですが、業者さんのほうからもうリース期間も過ぎてますし、譲渡しますということで、来年度2棟無償譲渡を受けることになりました。今後新たな感染が発生した場合等は活用する予定にはしていますが、現在のところは別な利用する可能性が高いです。

○議長（鈴木宏通君） 5番柳田議員。

○5番（柳田政喜君） 発熱外来のプレハブのほうは譲渡ということで安心しましたけれども、となりますと、前コロナのときに補助金でいただいた減圧機でしたっけ、換気扇のすごい強力なやつですね、あれなんかもう設置してないんですか。

○議長（鈴木宏通君） 南郷病院事務長。

○南郷病院事務長（日野 剛君） 今はもう部屋には設置しておりません。撤去しております。倉庫にしまっております。

○議長（鈴木宏通君） 今回の強化プランについての質疑を。ここでは違うと思いますので、もしよければ継続してもいいですけども。5番柳田議員。

○5番（柳田政喜君） それと医師確保についてなんですけれども、前にもお願いしたとおり、独自経路で今のところ確保できています。その路線は維持していかないと、言い方悪くすればなかなか医師が回ってこないという形になると困りますので、きちんと今までどおりの確保は維持していただきたいと、前言ったとおりのことをお願いしたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） 南郷病院事務長。

○南郷病院事務長（日野 剛君） 医師の確保につきましては、内科、外科は今のとおりに継続してまいります。いわゆるメガバンク枠と言われている先生につきましても、令和8年度までは継続することが確約されております。小児科につきましても、週1回ですが継続して派遣をいただくことが決定しております。現体制より下回るようなことはございませんので、御安心いただければと思います。

○議長（鈴木宏通君） ほかに。4番山岸議員。

○4番（山岸三男君） 2点お尋ねします。

10ページの7、施設・設備の最適化の下段のほうに、照明LED化による省電力を実施していますという文言になっていますが、今現在は、これ南郷病院のことですよ、何%くらい実施されているのか。あと幾らくらいまだ残っているものなのか、それ1点。

○議長（鈴木宏通君） 南郷病院事務長。

○南郷病院事務長（日野 剛君） LED化につきましては、全体の20……、はっきりは書類が

今手元にないんですけれども、約20%ぐらいです。今後いろいろなリースというようなお話もありますので、そちらも検討しているところでございます。費用がぐっと抑えられるということで、7年間のリースをして月額大体十二、三万円で全体を替えられるというような提案も受けていまして、それも考えようかなと今検討中でございます。

○議長（鈴木宏通君） 4番山岸議員。

○4番（山岸三男君） 現在実施されているのが今20%ということでしたね。あと80%、まだこれからということですよ。これはもちろん、町でも国からの補助で街灯とかみんなLEDにしたことによって物すごい電力の省力化になりましたし、病院だったらもっと早く進めるべきだと私は思うんですけれども、これも何か進める速度が早まらない何か理由があるんですかね。

○議長（鈴木宏通君） 南郷病院事務長。

○南郷病院事務長（日野 剛君） 部分的にお願いをずっと継続して行っていました。例えば薬局の前とか、事務室の前の電気と。1か所やると大体150万円ぐらいかかるもので、そう簡単にはなかなかうちの財政状況からしてできない状況がありまして、でも部分部分ではありますが継続してやろうということでは考えておりました。その後にコロナになりまして、椅子の張り替えだったり違う部分も感染対策を強化したりとかありまして、なかなかLEDまでは手が回らなくなってしまったところがあります。

○議長（鈴木宏通君） 4番山岸議員。

○4番（山岸三男君） よく分かりました。苦しい答弁させてすみませんね。

それでもう一つ、8番の経営の効率化等で、表の修正医業収支比率、目標比率が70%以上で、令和4年度は64.1%で、この経営強化プラン収支計画書13ページを見ますと、一番下に出ていますけれども、令和5年度は64.7、令和6年度は62.7、だんだん下がっていくようなんですけれども、一応計画ですから数字的なものだと思うんですけれども、これを本当は70%までもっていききたいという希望的な話なんですか。

○議長（鈴木宏通君） 南郷病院事務長。

○南郷病院事務長（日野 剛君） 今回の13ページ、14ページに添付しております収益的収支、資本的収支の部分につきましては、今の令和4年決算を基に現実的な数字を記載させていただいております。山岸議員御指摘の10ページに記載している部分につきましては、70%以上と書いております。これはあくまで、これを目標に頑張ろうということで今回記載させていただいたものです。（「頑張っていたきたいと思います」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） ほかにありますか。3番吉田議員。

○3番（吉田二郎君） ちょっと分からないので教えていただきます。2ページですけれども、地域の医療環境の中に南郷病院が回復期、慢性期医療も担うと入っていて、この表の中を見ると、ベッド数が50床丸々回復期でここに記されているんですけども、これは切替えなんかはできる、可能というか、そのために書いてなかったのか。そこをまず一つ。

○議長（鈴木宏通君） 南郷病院事務長。

○南郷病院事務長（日野 剛君） 2ページの表に回復期50床としております。これは国の病床機能報告というものがあまして、それに報告しているのがうちのほうの病床は回復期ですよということで、国には回復期で届けております。慢性期機能というのは、寝たきりに近いような状況の患者さんにつきましても、もちろんうちのほうでは受けて対応しますということで、こちらのほうにはそういう記載をしております。回復期の患者さんであれ、慢性期に近い患者さんであれ、南郷病院としては受入れをして対応しますよというような、必ず回復期のベッドなので回復期しか患者さんを受け入れられないというわけではないんです。

例えば交通事故で骨折したという患者さんは急性期ですよ。急性期の患者さんが南郷病院に入院するのも全然問題はありません。

○議長（鈴木宏通君） 3番吉田議員。

○3番（吉田二郎君） 届出した時点で、例えば回復期何床、慢性期何床というところの申請したその数によって補助金が違ってくるのか、そういうのは関わりはないということですか。

○議長（鈴木宏通君） 南郷病院事務長。

○南郷病院事務長（日野 剛君） その辺は一切関係ございません。病院の届け次第です。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありませんか。3番吉田議員。

○3番（吉田二郎君） もう一つだけ。3ページですけれども、機能分化とか連携強化という文言がありますけれども、この表を見ると、これは前から、今でもそういう方法をやっているんじゃないかなと私なりには取ったんですけども、それ以上のことを何かもう少しあるという意味で記入したのだから、これをずっとやっていることがこういうふうになんか文言になったのか、そのことをちょっと。

○議長（鈴木宏通君） 南郷病院事務長。

○南郷病院事務長（日野 剛君） 機能分化・連携強化につきましては、もともとやっております。なおさら今回連携協力も締結しておりますので、その辺の大崎市民病院を中心とした、我々みたいな後方支援病院をもっと明確にしたというか、分かりやすくしたという部分で記載させていただいております。

○議長（鈴木宏通君） 3 番吉田議員。

○3 番（吉田二郎君） これは強化プラン内かどうかちょっと分かりませんが、住民のほうから、その交通網というか、病院に行くのがなかなか利便性がないという、例えば行っても今度帰ってくる、患者さんが診察の関係とか待ちの時間で帰りがなかなか思わしくないというような、それは南郷病院に限ったことじゃなくて大崎市民病院もそのとおり声を聞きましたけれども、こういうのは別なほうの分野で関わるからいいと思ってはいるけど、そこをちょっと。

○議長（鈴木宏通君） 今回交通手段のほうまでは入っていないんです。お願いするという形で受け止めていただきたいと思います。

ほかにありませんか。よろしいですか。（「なし」の声あり）

では、今回の強化プランにつきましては以上とします。

では、説明員の方々、ありがとうございました。

休憩します。再開は35分にいたします。

午後2時26分 休憩

午後2時33分 再開

○議長（鈴木宏通君） 再開をいたします。

続きまして、3）美里町敬老事業の見直しについてを議題にいたします。

では、総務課長、説明員の紹介をお願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 3 点目、美里町敬老事業の見直しにつきまして、担当課の職員を紹介させていただきます。

長寿支援課課長の相原浩子でございます。

○長寿支援課長（相原浩子君） 相原です。よろしくお願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 課長補佐の橋崎智広でございます。

○長寿支援課課長補佐（橋崎智広君） 橋崎です。よろしくお願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

では、早速説明をお願いいたします。長寿支援課長、お願いいたします。着座にて説明でいいです。お願いいたします。

○長寿支援課長（相原浩子君） では、お疲れさまでございます。長寿支援課相原です。

それでは、美里町敬老事業の見直しについて御説明申し上げます。

説明の前に大変申し訳ありません。資料の訂正をお願いいたします。資料の5ページになります。一番上の表になります。①平均寿命の推移の表になりますが、年の中に1995年（平成7年度）以下、年度がついているんですけども、こちら全て年です。平成7年、平成12年の年となります。そこが1か所。

もう一つ、その下に出典の資料の説明がありますが、資料、厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室「令和元年」と書いてありますが、こちら4年の間違いでございます。大変申し訳ありませんでした。

○議長（鈴木宏通君） 皆さん、訂正箇所よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、説明のほう進めてください。

○長寿支援課長（相原浩子君） 敬老事業であります敬老式及び敬老を祝う会については、多くの関係機関、関係団体の御支援、御協力をいただきながら毎年開催してきましたが、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止しているところです。

これまで敬老式及び敬老を祝う会と、もう一つの敬老事業であります敬老金及び特別敬老祝金の支給について、行政区長の皆様との意見交換やアンケート調査の実施、近隣市町の実施状況から、今後の開催について検討を重ねてまいりました。その結果、敬老式及び敬老を祝う会と、それまで中止の代替策として行ってまいりました令和4年度、令和5年度に実施しました敬老祝い品の贈呈、また77歳の敬老金の支給について、令和6年度から廃止をしたいと考えております。

これらにつきましては、12月20日に開催しました庁議を経まして、本日開催の議会全員協議会のほうに資料をお示しさせていただいております。また、昨日の1月16日には、行政区長会議でも説明をさせていただき、行政区長の皆様には御理解をいただいているところです。

この内容の詳細につきまして、担当の課長補佐の橋崎から御説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） では、長寿支援課課長補佐、お願いします。

○長寿支援課課長補佐（橋崎智広君） 長寿支援課の橋崎です。私のほうから、美里町敬老事業の見直しについてを御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、資料に沿って御説明いたします。事前に資料を配付させていただいておりますので、ポイントを絞って御説明させていただきます。

最初に資料の1ページの大きなI、概要を御覧ください。

美里町の敬老事業は、敬老式及び敬老を祝う会と敬老金及び特別敬老祝金の支給が事業内容

となっております。敬老式及び敬老を祝う会につきましては、これまで行政区長をはじめ地域住民、また社会福祉協議会や地区社会福祉協議会等、関係する団体の支援や御協力をいただきながら、毎年9月に町内7会場で新型コロナウイルス感染症の影響を受ける令和元年まで開催してきたところでございます。近年の敬老式等の開催状況につきまして、対象となる75歳以上の方が年々増加しているにもかかわらず、参加者は減少傾向にあります。そのため、これまで敬老式等の在り方について検討を重ねてまいりました。その結果、今回、今後の敬老式及び敬老を祝う会、また敬老金の支給対象者の見直しを行いたいと思います。

続きまして、大きなⅡ、敬老式及び敬老を祝う会についての御説明をいたします。

まず1、開催状況の(1)参加状況についてですが、先ほどの概要の中でも触れさせていただきましたが、年々対象者は増えているのに対しまして、参加者数及び参加率は減少しているのが表からも見てとれます。なお、令和2年度から令和5年度までは、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止しております。

続きまして、(3)区長会との協議について御説明させていただきます。令和3年1月15日、行政区長定例会議の場で敬老式等の開催につきまして、従来の7会場での式典形式から行政区単位での実施、補助金交付についてもお話しさせていただきましたが、そちらのほうに変更した場合の考え方をお示しし、令和3年7月から8月にかけて敬老式及び敬老を祝う会の今後の在り方に関する意見交換会を7地区で開催させていただきました。その際、各地区において様々な貴重な御意見をいただきました。その御意見の主なものを資料の2ページに列記させていただいております。こちらの御意見については御説明のほうは省略させていただきます。

次に、大きな2、検討に考慮した事項について御説明させていただきます。

資料2ページの中ほどにあります高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に当たり、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を住民向けに実施しておりますが、その際、敬老式についても伺っております。第8期計画策定時のニーズ調査における回答状況の詳細は記載のとおりとなっておりますが、「どちらとも言えない」または「参加したくない」と回答している人が56%を超える結果となっております。

また、3ページを御覧いただきたいと思います。資料の3ページになりますが、第9期計画策定時のニーズ調査でも、敬老式についてお伺いしております。回答状況の詳細につきましては同じく記載のとおりとなりますが、廃止または簡素化と回答している人が60%を超える結果となっております。なお、アンケート結果のほか、高齢者の重症化リスクが高い新型コロナウイルス感染症の心配も排除し切れず、協力者の高齢化もまた敬老式及び敬老を祝う会の継続を

困難にする要因となっております。

続きまして4ページをお開きください。資料の真ん中あたりになりますが、大きなⅢ、敬老金及び特別敬老祝金について御説明させていただきます。

1の支給状況において、対象人数等と実施方法を記載させていただいており、5ページに検討に考慮した事項についていきますので、こちらの表から5ページのほうに移っていただいて、5ページの資料を御覧ください。資料5ページの一番上になります。2、検討に考慮した事項ということで、社会的背景といたしまして、平均寿命の推移等を列記させていただいております。その中でも特に注視していただきたいのが、平均寿命の推移です。表にはございませんが、女性は1980年、昭和55年時点で78.76歳の平均寿命となっており、男性のほうはこちらの表に示されておりますとおり、2000年、平成12年に平均寿命が77.72歳となり、全国的に平均寿命は伸びております。このように女性は昭和に、男性も平成の比較的早い段階で平均寿命は77歳を超えております。

続きまして、資料の6ページをお開きください。こちらも資料のちょうど真ん中あたりになりますが、(2)ニーズ調査について御説明させていただきます。敬老式及び敬老を祝う会についてでもお話しさせていただきましたが、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に当たりまして、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を住民向けに実施しております。その際、敬老金及び特別敬老祝金についてもお伺いしております。敬老金及び特別敬老祝金についてお伺いしたところ、「これまでどおりの内容で敬老金及び特別敬老祝金を継続すべき」が43.3%ですが、「福祉・子育て・教育関係に予算を充てるため、対象年齢や金額を減額するなど事業内容を見直すべき」が25.4%、「福祉・子育て・教育関係に予算を充てるため、敬老金及び特別敬老祝金はいずれも廃止すべき」が18.9%であり、合わせて44.3%の人が見直しまたは廃止と回答しており、継続すべきの43.3%を超えております。

最後に、資料の8ページをお開きください。以上のことから、令和6年度以降の実施についてでございますが、敬老式及び敬老を祝う会につきましては、行政区長との意見交換を行いましたが、実施については廃止も含め様々な意見が出されました。また、第8期介護保険事業計画策定に向けたニーズ調査からは、「どちらとも言えない」「参加したくない」と回答している人が半数を超えており、第9期介護保険事業計画策定に向けたニーズ調査では、廃止または簡素化と回答している人が60%を超えております。特に検討すべき点は、65歳以上の人で収入の伴う仕事をしたり、社会活動に参加したりしている人は生きがいを十分感じていると回答した人の割合が高くなっている点です。町のニーズ調査におきましても、地域活動に参加してい

る人ほど幸福度が高く、生きがいがある人が多くなっております。高齢化が進む中、このような生きがいを持って生活ができる高齢者を増やしていくことが必要であり、美里町としては限りある予算をこのように、高齢者がいつまでも地域の中で望む生活を送ることができる町を目指し、高齢者の生活基盤の整備や社会参加等の仕組みづくりに活用することに転換していきたいと考えております。

平均寿命は男性も80歳を超えております。近年の平均寿命の伸び等からも77歳喜寿のお祝いは特別なものではなくなっており、近隣自治体の状況、感染症拡大予防等も考慮し、記念品の配付を含めまして、敬老式及び敬老を祝う会の廃止と77歳への敬老金の支給は廃止したいと考えております。

以上で、美里町敬老事業の見直しについての説明を終了させていただきます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。ただいま説明を受けまして、皆さんの質問、質疑を受けたいと思います。ありませんか。5番柳田議員。

○5番（柳田政喜君） 御苦労さまでございます。もともと予算とか決算の分科会で、こういうアンケートを取って早く結果を出すようにということで、今回上がってきて安心しているところでございます。そういった中、まず77歳だけを廃止にするということですがけれども、例えば88歳、99歳とか、そちらの減額もあるのかなと思うんですがけれども、そこは検討しませんでしたか。

○議長（鈴木宏通君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（相原浩子君） ただいまの質問にお答えいたします。

今回、77歳を廃止ということで、介護保険事業計画の策定委員会の中でもこの点についてはアンケートして出ささせていただきまして検討したところですが、やはりお祝いのお金を頂けるということも励みの一つになるのではないかという御意見もございまして、今回はまず77歳の廃止というところだけを検討して行っていきたいと考えているところです。

○議長（鈴木宏通君） 5番柳田議員。

○5番（柳田政喜君） やっぱりどうせ改正するなら、そこも検討したほうがいいのかなと。

細々と年度ごとに変わっていくと、何かまた俺近づくたびに減っていく、減っていくとか、俺近づくたびになくなっていくとかという意見も出てくるでしょう。改正するときは一気かなと思います。何かこちらのほうもできればもっと検討したほうがいいのかなと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 町長。

○町長（相澤清一君）　ありがとうございます。そのような考えを持っていただくのはありがたいんですけども、米寿、白寿、100歳以上の方は私は特別なものだと思っております。非常に、米寿というのは日本古来から非常に米寿ということでみんなでお祝いした経緯がございます。そういう観点から考えたら、やはり米寿というのは残しながら、少ない金額でございますけれども、それでお祝いをして本当に御苦労さま、ありがとうございますというふうな、そういうふうな意味合いも込めまして考えておりますので、77歳だけに今回は限定させていただいて、今後も続けていきたいなと。財政の許す限り、そのような思いで私が判断をさせていただきました。そういうわけでございます。

○議長（鈴木宏通君）　5番柳田議員。

○5番（柳田政喜君）　うちの町だけなんですよ。88歳でお金を出しているというか、お祝いを大きく出してるのが。東松島は1万円とかと減額になってますし、ほかは記念品ですよ。その辺も考慮していろいろ考えていただいたほうがいいのかなと。できれば今回まとめてやったほうがいいと私は思いますけれどもね。それはそれでよろしいです。

それで、今回こういうふうに、敬老式のほうに移りますけれども、敬老式を町で行わないということですけども、前に分科会でお聞きしたときは行政区ごとにやってもらうような、補助金のほうも考えてやってもらうのもいいという意見も聞いていたんですけども、今回そういうところはどのように検討しましたでしょうか。

○議長（鈴木宏通君）　長寿支援課長。

○長寿支援課長（相原浩子君）　行政区ごとの補助金につきましては、令和3年度の区長さん方との意見交換会の際でも提示させていただきまして、説明を回ってきたところだったんですけども、いただいた意見は補助金があつていい、そういうのが活用できていいという御意見と、あとは逆に行政区でやるのが負担だという御意見もいただいております、どちらが多いとかではなくて賛否両論いろいろな御意見をいただきました。現在、地区ごとにお茶飲み会ですとか、あとは長寿支援課で進めておりますいきいき百歳体操ですとか、十分に行政区のほうで高齢者が集まる行事とかも行っているようですので、こちら敬老のお祝いを特別やってくれというような、補助金を出すという形よりは、今までの活動を続けながら地区なりのやり方でやっていただくというところで進めていければと考えまして、補助金の形式のほうは考えませんでした。

以上です。

○議長（鈴木宏通君）　5番柳田議員。

○5番（柳田政喜君）　じゃあ、地区ごとにもしやるのであれば、それに対する補助金というの
も考えてないということなんですね。できれば、こういう会があったんですから、地区ごとの
やつに少し補助金は考えるべきかなと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。やるん
であれば。全部にやれというわけではないですよ、強制的に。

○議長（鈴木宏通君）　長寿支援課長。

○長寿支援課長（相原浩子君）　ただいまの御意見なんですけれども、現在行政区として活用で
きるものとして、地区社協単位で助成しております補助金がございますので、そちらのほうの
活用ですとか、あとはまちづくり推進課のほうで地域の活動に対して出しております、決して
飲食はできませんけれども、行事として活用できる補助金がございますので、そちらのほうを
活用いただくというところで進めていただければと考えておりました。

○議長（鈴木宏通君）　今回の地域の部分というのはまた別個と捉えていただいても、今後それ
ぞれの課題だとは思っていますので、今後テーマで3月会議でもぜひしていただければと思い
ますけれども。柳田議員。

○5番（柳田政喜君）　ぜひ、そういう部分を削ったのであれば、そういう部分も利用できるよ
うな形で、ぜひそちらのほうで図っていただきたいと思う部分であります。よろしく
お願いします。

○議長（鈴木宏通君）　ほかに。4番山岸議員。

○4番（山岸三男君）　町長もこういう考えで敬老会の見直しということで、美里町の福祉行政
というか、そういう施策の一環としてもうこの事業を見直したい、要するに敬老会をやめたい
と、その意思は私たちも、区長さん方も御理解を示されたというような。ただ、それをこの内
容をいずれ当然広報とかなんとかで皆さんに、もう敬老事業は廃止しますと、あるいは今言っ
た77歳の方の敬老祝金はなしですということをどのように周知というか、お知らせするのか。
今まで大崎管内でも各市町村みんな廃止状況で、それぞれ市町村でも行政区でやったり、いろ
いろな形で進めていますけれども、これは見直しという表現はいいんだけど、結局廃止す
ることになりますのでね。その辺をどのように周知されて、住民の皆さん、ここにも77歳過ぎ
た議員が4名以上いますから、自分がそういう対象になったときに議員として町民の福祉行政
に対して、私はなかなかはいとはいにくい部分がございます。その辺でどのように周知され
て、そういうことをどういうふうに考えているのか。

○議長（鈴木宏通君）　長寿支援課長。

○長寿支援課長（相原浩子君）　今まで77歳になるとお祝いのお金を頂けるとか、また今年も敬

老式をやるのではないかと楽しみにされている方もたくさんおられると思いますので、その辺については広報等を活用しながら丁寧に御説明を申し上げてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） ほかに。6番伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 何点か質問させていただきます。

敬老事業に関しての見直しというのは、近年ずっと教育、民生分科会のほうでもお話があったので、非常に見直すべきであると思うんですけども、内容について伺います。

まず初めに、1ページの1の（2）です。そちらのほうに配付の対応が不安であるということとで地区社協の役員からという意見があるというんですけども、これももとは委託事業としてやっている部分ではないのかと思われるのですが、その委託というところでまた費用は出していないのか。配付が負担というところの説明をお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（相原浩子君） こちら令和4年度令和5年度につきまして、敬老式を中止したことに対しての代替策ということで、各対象者の方に敬老品の贈呈で配付をお願いしたいということで、社会福祉協議会を通しまして委託事業でお願いしたところなんですけれども、実際配付して歩くのがなかなか、地区ごとの体制ももちろん違うと思いますので、負担だという、全部の地区がそう答えているわけではないんですけども、一部の地区からは配付するのが負担だというお答えをいただいております。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） 6番伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） その意見があったというのは分かるんですけども、それというのはお金が発生しているのか。事業としてそれをお願いしているということなので、その事業を行えないということが来たと考えていいということなんですか。

○議長（鈴木宏通君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（相原浩子君） いえ、事業は行えないということではないです。配付に対して謝礼金とかは出しておりませんで、あくまでも事業費として社協さんのほうにはお願いしておりますので、配付のところを地域の方にお声がけしながら渡してほしいというところをお願いしておりましたが、なかなかそこら辺が1軒1軒配付して歩くのが大変だと。いろいろな多分家庭の御事情ですとか、地域の御事情あったんだと思うんですけども、そういう答えをいただいております。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 地区社協を通しまして、実質的には各行政区長さんたちに配付してもらっています。行政区長さんの会議のときによく出るんですが、行政区長さんの業務がかなり多くなってきているんだと。そいつもまた配付するというのかということで、そのお祝い品を選ぶときは、まずかさばらないで重くないやつでというふうに、すごく慎重に選んでいきます。

それであともう一つは、お祝い品をいろいろ嗜好が、好みがあるわけでして、聞こえてくるのはほとんど悪口だけです。こんなものもらったって何も使わねという、それを言われながら区長さんが聞きながら配付しているという状況もありまして、区長さんからはすごく評判は悪かったです。そういったところで区長さんのほうに、これからのお祝い品、もらってうれしい人も何人かいるんですけども、ただし何人かはこんなものもらってという方もいますので、その配付するときの区長さんへの負担がかかるということで、このような表現をさせていただいたところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 6 番伊藤議員。

○6 番（伊藤牧世君） 次の質問に入りたいと思います。こちらのほう、検討に考慮した事項の中に、ニーズ調査が入っているんですけども、こちらのほうは委託して行ったものなのか。そして、この結果の分析というのもその中で行われているのか、お願いします。

○議長（鈴木宏通君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（相原浩子君） ニーズ調査については委託をして行っておりまして、分析のほうも行っていたきながら、結果についてまた町のほうで内容を検討しているというところですよ。

○議長（鈴木宏通君） 6 番伊藤議員。

○6 番（伊藤牧世君） 例えばなんですけれども、2 ページの一番下のほう、敬老式の参加についてというところの考え方の分析結果というところなんですけれども、結局は分析結果は結果で、町の意向は意向だと思うんですね。なので、その中で例えばこちらのほう、「どちらとも言えない」というところを「参加したくない」に足すのか、「どちらとも言えない」というのは「参加したい」に足すのかという考え方があると思うんですね。それを入れて、参加したくないと、だから必要ないんだよねというように持っていくというのではなくて、きちんとこれは分析として結果を出したほうがいいのかと。その次に関しても、3 つですか、ニーズ調査から反映させているところ、その3 点ともそういった感じに捉えられるので、町の意向としてはこういうふうにしていきたいと考えているというのはまた別だと思うんですよ。結果は結果

で、きちんとしたところが必要かなと思いました。全部に関してです。

○議長（鈴木宏通君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（相原浩子君） ただいまの御意見ありがとうございました。確かに分析の仕方の足りないところがあるかと思いますが、徹底的に参加したいという方が多数いる、例えば絶対この予算は敬老式に使ってほしいという御意見のところが多数でもないということも、こちらとしては見ておりまして、分析の甘さについては御指摘のとおりかと思いますが、総体的にみんなが絶対これを続けてほしいという御意見ではないのかなというところで捉えております。

○議長（鈴木宏通君） 6 番伊藤議員。

○6 番（伊藤牧世君） どうしても第三者からの判断じゃないと、町の意向が先に走っているのかなという感じで見ています。なので、そういったところ、「参加したい」とか「参加したいと思うがいろいろな事情があり参加できない」というところを合わせると34.5%、そして、「どちらとも言えない」を省くと、「参加したくない」は25.4%になりますよね。例えばなんですけれども、ここで言ったら。

そういうところをきちんと考えて、参加したいという意向があるけれどもできないというのを、町としては参加したいという意向がある、でもそれは現実的ではないからほかのものに替えていくんだよというので提案されるとか、そういうのであれば納得はできるんですけれども、この賛否の量として、アンケートの賛否で決めていくというところを考えているから、どうしても偏った判断に見えるような気がするんですね。全部なんですけれども。そのあたりを町の意向というところを、最後のところにまとめては書いてあるんですが、分析のところに必要なのかなと思います。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 2 ページの下の敬老式への参加についてということなんですけれども、これはあくまでも回答者の意向の考え方の結果なんですよね。それで、例えばしっかりと実証した数量をはかるとか、そういうものではなくて、その人の心情的なものなので、これが「参加したいと思う」という人が必ず参加しているわけではなくて、「参加したいと思うがいろいろな事情があり参加できない」という方が、この方が本当に参加しているのかというのはまた別な話だと思います。

それで、今問題になっている、「どちらとも言えない」ということは、ちょっと言い方は語弊ありますけれども、あってもなくてもいいよという考えなので、参加したいという意向はな

いだろうという考えから、先ほど「どちらとも言えない」と「参加したくない」を一緒に合わせた数字で説明させていただきました。

それで1ページ目の表に、これまでの参加率が載っているんですが、もう25%、4人に1人という比率ですので、先ほどの2ページのその下にある「参加したいと思う」という方々がこの日都合がついたので参加したという形で、一番上の「参加したいと思う」という方々が敬老式の継続を望んでいるのかなというふうに町としては考えて、そろそろこの事業の見直しなのかなと判断したところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 6番伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） その辺がこのアンケートの設問というところもあると思うんですけども、捉え方次第になるかと思うので、はっきりと明暗が分かれているのは「やりたい」「やりたくない」とか、「継続すべき」「すべきではない」というところだけなのかという感じがします。なので、その分析の結果というところと町の意向というところの関係というところは、私はまた別なのかなと思っているので、そのあたりを明確にしてはどうかと思いました。これは意見です。

もう1点、8ページ目です。こちらのほうにあるⅣの中の最初のほう、高齢者の生活基盤の整備や社会参加等の仕組みづくりに活用することに転換していきたいという、それというのはどういったことを考えているのか、お願いします。

○議長（鈴木宏通君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（相原浩子君） こちら、まず1つは、やはり75歳以上の高齢者が増えてきたり、独り暮らし高齢者の方も増えているというところもありますので、配食サービスを今年度まで週2回で実施していたのですが、できれば来年度から週5回の実施に拡大をしていきたいと考えております。また、紙おむつの支給事業なんですけれども、こちらを対象者のほうを増やしていきたい。対象者の要件のところを改正しまして、対象となる方を増やしていきたいと考えております。

あと説明はありませんでしたが、第9期計画の中で先ほども説明したとおり、生きがいを持って生活ができるというところを目指して、高齢者の方が社会参加できるような仕組みづくりというところに力を入れて、事業のほうを展開していきたいと思っておりました。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） 6番伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 最後、今後の対応というところなんですけれども、3月会議においての

関係条例の改正ということなんですけれども、それが始まらないと多分次のところにはいかないんですが、その前に周知徹底をしたりとか、先ほど説明とか補助金の話とかが出ているんですけども、そういった関係は今後どういうふうに考えられているのか、お願いします。

○議長（鈴木宏通君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（相原浩子君） こちら条例の改正につきましては、敬老金の支給のほうを支給条例という形でありますので、まずそちらのほうで議会で可決されてから周知のほうは図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） 6 番伊藤議員。

○6 番（伊藤牧世君） ですので、その後から周知をするということでもいいですか。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。ほかにありませんか。1 番赤坂議員。

○1 番（赤坂芳則君） 今、伊藤議員のほうからアンケート結果についてやられているんだけど、そのアンケートを取ったときの対象年齢が何歳になっているかで、この答えが変わってくるような気がするのね。というのは、うちの地区で敬老会を企画されて、70歳以上だったかな、ということでぎりぎり参加する人いないから参加してくれと言われて参加した経緯があるんだけどね。そのときにその祝う段取りをしてくれる人が皆、私よりもずっと年上の人も結構いるわけですよ。だから、やっぱりその地区での在り方についてお任せする形についてはいいと思うんだけど、これを皆、今までのやり方、例えば南郷時代だと南郷体育館でやったり、そういうところについては参加は極めて不参加なんです。やっぱり地区でやることについては、結構参加してるところがあるかと思う。それは何かの形で、それはやっぱりそこに助成金を出す、補助金を出すというやり方を考えてもいいんじゃないかと思うのね。全部を見直すということじゃなくてね。

私の要望的になっちゃうんだけど、その辺の考えを見直す考えはないですか。

○議長（鈴木宏通君） 町長。

○町長（相澤清一君） 先ほどもお話ししましたがけれども、区長会でも言ったんですけども、やはり行政区単位でやりたいという方も、区長さんもおられます。そのような方はどうぞやってくださいと。その代わり、いろいろな地域づくり交付金もいっぱいいっぱいですから、そのような形じゃなく、社会福祉協議会の地区社協のその積立て、活用できる分、老人福祉で活用できる部分もございますから、その分をしっかりと使ってくださいと。申請しながら、そのようなものを使いながら行政区単位でやってくださいと。そのような形で、今後社協のそのような

ものが枯渇した場合には、当然町としてもこれを継続する行政区、どのくらいあるか分かりませんが、そのようにみんなで広範囲にそのような形で、支援金、補助金が必要であれば町でもしっかりと考えていきたいと、そのように思っております。

○議長（鈴木宏通君） 1 番赤坂議員。

○1 番（赤坂芳則君） そういう考えは私はいと思いますよ。だから、まちづくりのいろいろなイベントもその地域によって、うちこれ要らないやというようなところも何か聞こえてきたりもしたので、やっぱりそれを一律皆なしにするということではなくて、地域性に任せるような、そういう予算的なものをちょっと考えればいいんじゃないかなと思うんですね。

それと、敬老祝金の関係なんですが、4 ページのところあるんだけど、今年度の370万円、それは予算的には町では大分その分浮いてくるかなと思いますけれどもね、敬老祝金については今までのいろいろな意見を聞いている中では、要らないというのはないんだよね。だから、例えば金額下げてもいいので、それを例えば商品券的なところ、あるいは何か交通弱者のほうでいろいろ話しされてるのが、その足の問題とか、それをタクシーだとか、そういうのに使えるものに有効に利用できるような、そういう形でもいいだろうし、何かなしにするのではなくて、何か別な方法考えられないかなと思うのね。どんなものでしょうね。

○議長（鈴木宏通君） 町長。

○町長（相澤清一君） ちょっと理解できないんですけども、例えば88歳も99歳も別な形で、77歳のことだけ言ったんですか、今のことは。（「そうそう、77歳の支給をなしにするという予定でしょう。だから、それももう一回考えたらいいんじゃないのと」の声あり）

77歳はここでもお話ししたとおり、まだ現役世代で一生懸命頑張っている方もいるんだから、喜寿といって確かにお祝いの年ですよ。でも、我々もすぐ77と、今本当に77って若いですよ。そういう中で、やはりこのような高齢化社会の中で77歳というのも現役だというふうな私は捉え方しておりますので、これはお祝いというよりも、88歳に向かってのステップだと思いますので、77歳はいいだろうというふうに私は判断させていただきました。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありませんか。では、7 番藤田議員。

○7 番（藤田洋一君） 今いろいろな御意見出ました。77歳で一応これを打ち切ると。これも一つの考え方でよろしいかなというふうに思います。それと同時に、いろいろな意見を集約しますと、8 ページですね、高齢者第9期計画、その中の基本理念というのがありますけれども、その3項目ですね、これらをもっと活用できるような水準にするとありますけれども、この辺を広めていけば、そういう方々に地域の方に参加して楽しく送ることができる、そういうやり

方ね、この辺に力を入れてこの3項目を、これまでの代わりに今期は力を入れていただきたいということが私の願いでございます。思いでございますので、そうすると、こういう方々も楽しくにぎやかに生きていかれる。とにかく楽しくやること、人と会うこと、閉じ籠もらないで出てきてもらうような、そういう施策をいろいろ考えていただきながら、これを進めていただければというふうに私感じました。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） 町長。

○町長（相澤清一君） ありがとうございます。藤田議員の思うようなこと、精いっぱい頑張りたいと思いますので、今後とも御理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）では、以上で美里町敬老事業の見直しについてを終了させていただきます。

説明員の方、大変御苦労さまでした。ありがとうございます。

では、引き続き、続きますので、町民生活課お願いします。

では、説明員が来ましたので、また引き続き始めたいと思います。

4）農林業系汚染廃棄物（ほだ木・牧草）の焼却処理についてに入ります。

それでは総務課長、説明員の紹介をお願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 続いて、4点目でございます。農林業系汚染廃棄物（ほだ木・牧草）の焼却処理について、担当課の職員を紹介させていただきます。

町民生活課課長の阿部伸二でございます。

○町民生活課長（阿部伸二君） 阿部と申します。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 課長補佐の佐々木 康でございます。

○町民生活課課長補佐（佐々木 康君） 佐々木です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） では、説明のほうお願いいたします。町民生活課長。着座にて説明していただきます。

○町民生活課長（阿部伸二君） それでは、資料を基に説明のほうをさせていただきます。

まず、1の処理期間でございますが、ほだ木の処理につきまして、令和5年11月27日の運搬車両のコンテナへの積み込みから始まり、翌11月28日から5日間で搬出を終え、焼却処理につきましては11月29日から開始し、4日間で終了いたしました。

牧草の処理でございますが、令和5年12月4日より各保管農家からの収集運搬作業を開始し、

3日間で集積場所への収集運搬作業を終え、12月11日から処理施設へ搬出を開始し、2日間で搬出を終えました。焼却処理については、12月12日から開始いたしまして2日間の焼却処理を行い、12月13日に処理を完了いたしました。

2の処理数量でございますが、ほだ木が当初の予定数量である204トンを大幅に下回る形となりましたが、最終的に55.56トンとなりました。牧草につきましては、当初の予定数量14トンでありましたが、最終的な処理数量は10.30トンとなりました。

それぞれ作業開始から約2週間程度で処理のほうを完了いたしました。

以上、農林業系汚染廃棄物の広域処理の部分について御説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） では、皆さんから質疑を受けたいと思いますが、ありませんか。11番佐野議員。

○11番（佐野善弘君） 御苦労さんでございます。処理の数量の関係なんですけれども、ほだ木ですと204トンから55.56トン、牧草ですと14トンから10.3トンというふうなこと、これは乾燥して重さが減ったということよろしいですか。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（阿部伸二君） コンテナへの積載の状況も確認しておりますが、やはり自然に劣化して、かなりほだ木はぼろぼろの状態のものが多数ございました。自然に腐食した状態というんですかね、それで減少したものと考えております。

○議長（鈴木宏通君） 11番佐野議員。

○11番（佐野善弘君） それで、大分この処理には金額かかる、処理料というのがかかっていると思うんですけれども、それは東電から頂くようなことなんです、これは数量が減った分で減額とかなるんですかね。その辺はいかがですか。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（阿部伸二君） 処理の費用につきましては、単価契約で契約のほうをさせていただいておりますので、あくまで処理量が減れば料金も減るというような形になってございます。

○議長（鈴木宏通君） 11番佐野議員。

○11番（佐野善弘君） 最後にですけれども、これでほだ木と牧草は全部なくなった、処理が終わったということよろしいんですか。あとは稲わらが残っているということよろしいんでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（阿部伸二君） そのとおりでございます。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありませんか。ありませんか。2番平吹議員。

○2番（平吹俊雄君） 休憩でいいですか。

○議長（鈴木宏通君） では、休憩します。

午後3時25分 休憩

午後3時25分 再開

○議長（鈴木宏通君） 再開いたします。

では、ほかになれば、これで終了させて、まず全協に関する部分は終わらせていただいて、先ほちょっとお願いしました、今平吹議員からもありましたごみ袋の……。 （「稲わらの」の声あり）資料だけで提出なので、以上です。

今ありましたけれども、ごみ袋の状況と昨日の区長会がありまして多分説明したと思うので、ごみ袋の状況について説明を課長のほうからお願いしたいと思います。町民生活課長。

○町民生活課長（阿部伸二君） すみません、貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

まず、販売店における、このたびの家庭用燃やせるごみの指定袋の不足ということにつきまして、議員皆様に大変御迷惑をおかけしていると私どもも考えておりますので、まず謝罪申し上げます。

昨日の河北新報にも記事で結構大きな取扱いで載りましたけれども、町内の販売店、まだ品薄の状態が続いているという状況があるようです。町内の店舗を確認いたしましても、午前中ぐらいにはちょうどなくなってしまうという店舗が多数の状況のようでございます。広域行政事務組合で供給をしているものでございますが、現在、組合のほうでは在庫を約4,000箱保有しているところで、この在庫の分を通常のルートプラスアルファ、職員総出で販売店舗へ供給しているというお話を伺っておりますので、品薄不足というのは緩和されつつあると捉えておりますが、まず必要最小限での購入、これを心がけていただければというところで、お電話いただいた町民の方々にはお話しさせていただいている状況です。

なお、どうしても手に入らない方につきましては、家庭用プラスチック製容器包装専用袋に燃やせるごみと手書きで記載していただきまして、集積所に出していただくという措置を一つ取ってございます。また、プラスチック製容器包装専用袋も手元に一切ないという方もおられ

ます。そういった方々につきましては、緊急的な措置になりますけれども、透明な袋に燃やせるごみと手書きしていただいて、集積所に出していただくという緊急的な措置で対応してくださいというお話をさせていただいております。

今後につきましては、急ピッチで今の在庫の部分を販売店舗に供給している状況ではございますが、現在の在庫がなくなり次第、30枚入りの袋を20枚入りの新しい指定袋に切り替えていく予定とのことでございますので、まず必要最小限の購入という部分と、あとはある程度昨日の区長会議のほうでもお話しさせていただいたんですが、近隣で御近所で、ある程度ストックある御家庭から分け合っていただくなど、助け合いながら対応していただければということで協力をお願いしております。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） ただいま説明したとおりになります。そのとおりでよろしいですか。

（「はい」の声あり）副議長。

○副議長（村松秀雄君） 緊急的措置についてお尋ねします。プラスチック製ごみ袋、あと透明のごみ袋でもいいと、これは何リットルでもいいんでしょうから、ただこの期間、緊急対応の時期、最終日は3月31日と捉えてよろしいですか。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（阿部伸二君） 今、広域行政組合のほうでアナウンスしている期日につきましては、2月いっぱいというアナウンスをさせていただいております。

○議長（鈴木宏通君） 副議長。

○副議長（村松秀雄君） 新しいごみ袋、新しい価格の、実質値上げなんですけれども20枚のやつ、これが3月1日からの販売予定なんですか。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（阿部伸二君） その時期なんですけれども、広域のほうではあくまで時期を明示してなくて、なくなり次第供給させていただくというお話のようなんです。今、この4,000箱というお話しさせてもらいましたが、これは通常の買い占めがない状態であれば余裕で半年ぐらいもつ量だというようなお話しはいただいておりますので、ある程度、通常の流れでいけば年度替わりにちょうど切り替えるというのも可能なのではないかなと考えております。

○議長（鈴木宏通君） 副議長。

○副議長（村松秀雄君） 広域でどういう考えかというのは分かったんですが、普通値上げをしますよと、何月何日からしますよが普通でないんですか。例えばその在庫を4,000箱、

6か月通常もってるから、それが今1月いっぱい店頭にばらまければいいよ。それが2月になってもまだ店にありました、在庫で。新しいのも入ってきます。値段は一緒です。そういう販売もされるんですか。違うでしょう。

在庫なくなってからという話だから、そんななくなり次第うんぬんかんぬんと言ってることがおかしいんでないの。私は普通の流通からすればおかしいと思うよ。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（阿部伸二君） 今、副議長からお話あったとおりでと思います。ただ、今回はビニール袋を購入するというよりは、購入したビニール袋でゴミを出すというサービスを受けるので、今購入している方々は3月までにそれをみんな使い切るわけではないんですよ。4月以降のサービスを受けるために買い占めしてるわけなんです。それで買い占めない人は、4月1日から高いゴミ袋を買って、高い料金で同じサービスを受けるということで、そのところの線引きがなかなか難しく、そこまで見込んだ対策を今回取らなかったのも、このような不特定多数によって大量の購入が起きたという状況だと思います。

ですので、今広域のほうでは在庫あるものを取りあえず品切れしないように置くことだけが、今の対策としてはそれしかないのかなと。それから、皆さんには買い占めをなるべく控えてください、買い占めはしないでくださいとお願いするのが、広域としては精いっぱい対策で動いているという状況でございますので、御理解いただければと思います。

○議長（鈴木宏通君） 副議長。

○副議長（村松秀雄君） いや、だからね、だからその辺の、さっき聞いたのは、緊急措置的なプラスチック製のものでもいいよ、透明な袋でもいいよ、だけど2月1日からしますよでしょう。駄目ですよでしょう。じゃあ2月1日からがらっと変わるんですか、値段が同じであつても、店頭で30枚と20枚が並びますよと。取りあえず。いいよ、それは並んだって、同じ値段だから。どっち買うの。多いほう買うでしょう。なくなれば20枚入りを買うでしょう、仕方ないでしょうと。ただ、そういうことの流れだけであつて、だったら現状の品薄状況を、午前中はあるけれども、午後行った人はないと。じゃあ普通のごみ袋を、透明なの買って出しましょうと。じゃあそれがいつまでなのやと。それで出すのも期限を決めて、切替えをちゃんとやらないと、並ぶのはいいさ、店頭で。20枚入り、30枚入り並んだって値段は変わらないんだから。最悪、余ったとしてさ。そういうのはないと思うけど、あれば30枚入りを最初から出すべからね。

だから、きちんと、そういうふうに出すと思う、後から20枚出すと思うんだけど、ただ緊急

措置的なものを、全然我々も分からなかった、今聞いて分かったわけだ。そういうのをもっと、
どんどん、今品薄なんだけどという話と一緒に、こういう特別措置もありますよと。何月何日
までですよ。いつ切り替わるか分からないので、という話では、いつ切り替わるか分からない
というのは、その辺が買う人も町民にしても不思議がるんでないの。いつまでだっていいの。
買えないんだけど。買わない人もいるわけだ、当然ね。その辺の問題だと思うんだけどね、
俺も。考えるとね。

○議長（鈴木宏通君） 町長。

○町長（相澤清一君） 組合会でこれは最終決定したんですけれども、ここまでのいろいろな経
緯というのは、本当に恥ずかしながら理解しませんでした。このような結果になるとは思って
もみませんでした。まさかこんなに買い占めというか、悪くいえば買い占めにドーンと入って
しまうなんていうことは想定すらしてなかったです。今考えると、消費税のときもやはりこの
ような混乱はあったそうです。そういうことも含めて、今回この次何を値上げするか分かりま
せんけれども、それは徹底していろいろな角度からいろいろな多方面から考えて、制度設計を
しなければいけないと思いますので、本当に皆様方には御迷惑をおかけしました。今後はしっ
かりとさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（鈴木宏通君） 1 番。

○1 番（赤坂芳則君） あのね、こいつ買い占めしてる人もこれから新しく20枚になるのも、同
じデザインで同じなのかということをやっと聞きたいのね。だから、枚数違うだけというの
だと、やっぱりこういう現象がされるわけさ。だから、その辺もちょっと値上げ、切替えの時
点で少しデザインも考えてみるとかということを検討したらどうかと思うね。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6 番（伊藤牧世君） この件についての各地区の衛生組合さんとかには、連絡とか行っている
のかだけお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課課長補佐。

○町民生活課課長補佐（佐々木 康君） お答えいたします。

今、ごみ袋の件に関しましては、衛生組合の役員さん、こちらのほうにお知らせをしてお
ります。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、以上で農林業系汚染廃棄物、またその焼却処理についての説明を終わらせたいと思
います。

職員の方、執行部の方、ありがとうございました。

では、次にその他に移ります。

私のほうからの連絡事項になります。

まず、1月23日火曜日10時より1月会議の予定がありまして、議運は22日月曜日9時です。午後から特別委員会の研修会がありますので、皆さん、連絡行っているとおりだと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、1月24日につきましては9時よりタブレット研修を全員で行いますので、タブレットを忘れずに皆さん。今、9時と言いましたね。9時30分より始めます。すみません。タブレット研修を行います。9時30分より、次の日、24日。

総務課の方、あとは事務局の方で。

23日の午後からは特別委員会の認知症のサポート研修がありますので、午後1時集合の1時半から。（「1時半からですけど、準備の都合上1時まで御参集ください」の声あり）

22日の議運は9時。（「すみません、23日は教育、民生のほうで分散会しますので、18時から」の声あり）

まだ、引き続きあります。あと本日、今日ですけれども、北浦小学校のPTAの方々と懇談会をします。今回は議長主導で、本日は副議長、今現時点の教育、民生の委員長、副委員長の4人で行います。それで、このPTAとの懇談につきましては、私が会議録を取りまして皆さんにお示しをできるよう精査をしまして、これからの活用を図りたいと思いますので、そのとおりしていきたいと思っております。

あと今、今後、次期から広聴の部分に移らせていただきたいと考えている次第ですので、御理解いただきたいと思います。

もう一つ、あとは明日のことになります。あした新春のつどいを15時より行います。よろしく皆さん参加のほどをお願いいたします。あと17時30分より、上野屋さんで新年会を行いますので、参加のほどお願い申し上げます。

一応日程につきましては以上です。あと上野屋さんについては、皆さん会費を頂きたいと思っておりますので、そのまま出していただきます。3,000円ですか。

あともう1点あります。多分新聞で御承知だと思いますが、色麻町で能登半島沖地震について義援金を送られました。当美里町議会としても検討したいと考えております。それで、皆さんの御意見をここで賜りたいと思いますが、前回までは議員1人当たり1万円、13万円を義援金として送るという方向に今までしていましたが、そのとおりでよろしいですか。（「はい」

の声あり）それで、この義援金につきまして皆さんの御同意を得て集めることにしますけれども、集めるというか、実際今積立てのほうも少ないというかないですので、皆様から1万円ずつ徴収をしなくちゃいけない事態になっておりますので、その部分理解をしていただいて、来週の22日、23日いろいろ議会とその周辺で集めたいと思いますので、よろしいですか。（「今日でもいいんですか」の声あり）今日でもいいよ。後で、来週の議会でいいですか。1月会議のときに徴収をさせていただきたいと思います。

では、以上で連絡事項を終わります。石川県の県のほうに。町では今、輪島だけに検討しているようだけれども、以前輪島市から20万円頂いているので町は輪島市。議会のほうは石川県のほうに義援金を送りたいと思います。赤十字か、県じゃなくて。赤十字に送りたいと思います。（「石川県の赤十字でしょう」の声あり）

あと皆様から何かありませんか。

以上をもって全員協議会を終了させていただきたいと思います。

では、閉会に当たり副議長お願いします。

○副議長（村松秀雄君） 長時間にわたりまして、全員協議会、お疲れさまでした。

いろいろ南郷病院、敬老事業等、たくさん御説明いただきましたけれども、3月の議会のほうにいろいろ皆さん参考になればなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

今日はどうもお疲れさまでした。

午後3時47分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年1月17日

美里町議会議長